

国民健康保険、後期高齢者医療制度の医療費のお知らせの発送について

市民課保険年金係 ☎ 25 1148

支払った医療費の総額を yourself で確認していただき、適正な受診につながるため、医療費通知を送付します。保険から医療機関などへ支払われる医療費は、保険税(料)と国などからの補助金でまかなわれています。

通知情報を、令和5年2月上旬ごろに一括で取得可能となります。

※マイナポータルを利用する際は、利用者登録が必要です。

後期高齢者医療制度に加入のかた

後期高齢者医療広域連合 ☎ 05912216884 から発送されます。

国民健康保険に加入のかた

〇発送月と対象診療月

この大切な保険税(料)などを有効に使うためにも、適正な受診を心がけてください。

また、医療費通知は、確定申告の医療費控除の申告手続きで添付することにより「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。

ただし、国民健康保険のかたは12月診療分、後期高齢者医療制度に加入のかたは10月から12月診療分については、従来どおり領収書をお使いください。

なお、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータル※より確定申告に利用するための1年間分(令和4年1月から12月)の医療費

国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る傷病手当の適用期間延長

市民課保険年金係 ☎ 25 1148

新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いにより、会社を休み、給与などが受けられない場合、申請により傷病手当を受けることができる制度の期間が、**令和5年3月31日まで**延長になりました。国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、傷病手当の対象となる可能性のあるかたは、問い合わせてください。

～新成人のみなさんへ～ 20歳になったら国民年金

市民課保険年金係
☎ 25 1148
伊勢年金事務所
☎ 0596 27 3601

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべてのかたが加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入保障だけではありません。病気やケガで障がいが残ったときは障害年金を、加入者が亡くなられたときは遺族年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら日本年金機構から資格取得(手続不要)のお知らせと基礎年金番号通知書、保険料のご案内が届きます。サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

保険料の免除・猶予

所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは、「全額免除・一部免除制度」や「納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料の未納が続くと、受給資格期間を満たせず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たせず、万が一のときの障害年金や遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。新型コロナウイルス感染症による特例措置もありますので、納付が困難な場合は必ず手続きをしましょう。くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へ問い合わせてください。